

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（案）

〔 制定 令和2年4月1日付け 元農振第2670号
最終改正 令和8年●月●日付け 7農振第●●●号
農林水産省農村振興局長通知 〕

第1 趣旨

農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の事業区分の（2）の中山間地農業推進対策の実施については、交付等要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

中山間地農業推進対策は、地域の特色を活かした多様な取組により中山間地域等（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3で定める対象地域をいう。以下同じ。）の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援するものであり、具体的な事業内容、選定要件等は、別表1の定めによるものとする。

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

（1）中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等

（2）元気な地域創出モデル支援

ア 一般型

農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等

イ 地域力活用型

地域外の人材や企業等と連携して行う地域力活用に向けた調査、計画作成及び実証並びに省力化作物及び新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備に関する取組等

（3）地域力活用サポート事業

各地域における地域力活用に向けた取組のサポート、中山間域等の特性を活かした生産技術等の調査・分析及びこれらの情報・知見を共有する取組等

2 農村型地域運営組織形成推進事業

（1）農村型地域運営組織モデル形成支援

ア 一般型

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用及び生活支援に係る調査、計画作成、実証事業等の取組等

イ 活動着手支援型

農村型地域運営組織の裾野を拡げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援

への着手など、農村型地域運営組織の形成につなげる取組等

ウ 地域連携型

農村型地域運営組織の活動の定着に向けた活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した実証事業等の取組等

(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援

ア 全国単位における取組

各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等

イ 都道府県単位における取組

中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等

3 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

特色ある離島地域の農畜産物等の新規需要の掘り起こし、ブランド化等を図る取組等

4 棚田地域振興対策推進事業

指定棚田地域振興活動計画に基づく地域振興活動や調査・計画等の取組等

第3 事業実施主体

各事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

1 第2の1の(1)及び(2)のア並びに4の事業

都道府県、市町村又は地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。以下同じ。）

(1) 目的

(2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

(3) 意思決定方法

(4) 解散した場合の地位の継承者

(5) 事務処理及び会計処理の方法

(6) 会計監査及び事務監査の方法

(7) その他運営に関して必要な事項

2 第2の1の(2)のイの事業

次に掲げる者を全て含む地域協議会

(1) 2者以上の農業経営体

(2) 市町村

(3) 加工又は販売を行う民間団体（農林水産業を営む法人、社会福祉法人、地域協議会、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）であって、(1)の農業経営体と地域を超えた連携等により新たな取組を実施するもの。

3 第2の2の(1)の事業

複数集落を含む地域協議会

4 第2の1の(3)、2の(2)のア及び3の事業

民間団体

5 第2の2の(2)のイの事業

都道府県

第4 事業実施期間

交付等要綱第3の2及び別表1に定める事業の実施期間は、原則として次の期間を上限とする。

- 1 第2の1の(1)、(2)のイ及び(3)、2の(1)のイ及び(2)のア並びに3の事業の実施期間は、原則として1年間を上限とする。
- 2 第2の1の(2)のア、2の(1)のア及び(2)のイ並びに4の事業の実施期間は、原則として3年間を上限とする。
- 3 第2の2の(1)のウの事業の実施期間は、原則として4年間を上限とする。

第5 計画期間、成果目標及び目標年度の設定

第2の1の(2)のイの事業を実施するに当たっては、計画期間、成果目標及び目標年度を定めるものとする。

1 計画期間

計画期間は原則として3年間を上限とする。

2 成果目標

事業の成果目標として次に掲げるものを設定するものとする。

- (1) 全ての農業経営体の総販売額の10%以上の増加又は全ての農業経営体の総生産コストの10%以上の削減
- (2) 農業経営体の平均販売額が600万円以上又は全ての農業経営体の総販売額が3,000万円以上

3 目標年度

目標年度は計画期間の最終年度とする。

第6 事業の公募

第2の1の(3)、2の(2)のア及び3の事業を実施しようとする場合にあっては、農村振興局長が別に定める公募要領により、事業実施提案書の公募及び交付対象事業の候補の選定を行うものとする。

第7 事業の実施手続等

1 事業実施主体の選定

事業実施主体から提出された事業実施計画について、第8に基づき配分を行い、予算額の範囲内でポイントが上位の事業実施主体を選定する。

- 2 第2の1の(1)及び(2)、2の(1)及び(2)のイ並びに4の事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

ア 農山漁村振興推進計画

本事業を行う場合には、交付等要綱第5に規定する農山漁村振興推進計画(以下「振興推進計画」という。)を提出するとともに、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱及び中山間地農業ルネッサンス事業実施要領(平成29年3月31日付け28食産第6115号食料産業局長通知、平成29年3月31日付け28生産第2153号生産局長通知、平成29年3月31日付け28経営第3205号経営局長通知、平成29年3月31日付け28農振第2276号農村振興局長通知、平成30年3月30日付け29林整森第282号林野庁長官通知)に基づき定める地域別農業振興計画(以下「地域別農業振興計画」という。)が策定されていること。

イ 事業実施計画

事業実施主体は、交付等要綱第6に規定する事業実施計画を第2の1の(1)の事業に取り組む場合は別紙様式第1-1号により、第2の1の(2)のアの事業に取り組む場合は別紙様式第1-2-①号(一般型)により、第2の1の(2)のイの事業に取り組む場合は別紙様式第1-2-②号(地域力活用型)により、第2の2の(1)のアの事業に取り組む場合は別紙様式第1-3-①号(一般型)により、第2の2の(1)のイの事業に取り組む場合は別紙様式第1-3-②号(活動着手支援型)により、第2の2の(1)のウの事業に取り組む場合は別紙様式第1-3-③号(地域連携型)により、第2の2の(2)のイの事業に取り組む場合は別紙様式第1-4号により、第2の4の事業に取り組む場合は別紙様式第1-5号により策定する。事業実施計画は、地域別農業振興計画に即したものとし、事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標(地域別農業振興計画における地域の目指すべき方向性に即した事業目標)を設けるものとする。ただし、地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあっては、事業実施区域の存する市町村長に対して別紙様式第2号により事業実施計画の内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得ることとする。

(2) 事業の実施手続

ア 事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、事業実施計画を策定し、事業実施主体が都道府県にあっては地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあっては都道府県知事に別紙様式第4号により提出するものとする。

イ 都道府県知事は、管内の本事業への取組方針を明確にした上で、市町村又は地域協議会から提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

ウ 地方農政局長等は、ア又はイにより提出された事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、交付等要綱、本要領等に照らして適当であると認める場合には承認し、別紙様式第5号により都道府県知事に承認通知を交付するものとする。

エ 地方農政局長等(農村振興局長を除く。)は、承認した事業実施計画につい

て、別紙様式第6号により農村振興局長に報告するものとする。

オ 5に定める事業実施計画の重要な変更は、アからエまでに準じて行うものとする。

3 第2の1の(3)、2の(2)のア及び3の事業の実施に必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、第6の事業実施提案書の選定を受けてから1ヶ月以内に、交付等要綱第5に規定する振興推進計画を提出するとともに、交付等要綱第6に規定する事業実施計画を別紙様式第7号により策定し、農村振興局長に別紙様式第8号により提出するものとする。

(2) 事業実施計画の策定に当たっては、事業実施計画の期間内に実施する事業によって、実現しようとする目標を設けるものとする。

(3) 農村振興局長は、(1)により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱及び実施要領等に照らして適当であると認める場合には、これを承認するものとする。

(4) 5に定める事業実施計画の重要な変更については、(3)に準じて承認を行うものとする。

4 第2の事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、別紙様式第13号の「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、チェックシートを事業実施計画に添付するものとする。

また、実績報告の際は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第21の1の実績報告書に添付して提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

5 事業実施計画の重要な変更

事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業費の3割以上の増減

(2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 事業の廃止

第8 配分基準

都道府県配分額の決定については、次に掲げるものとする。

事業実施計画について、配分基準通知に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、算定された額を合計し、配分対象となる事業実施計画を特定した上で、配分額を決定する。

第9 助成

交付等要綱別表1の事業区分欄（2）中山間地農業推進対策に係る事業内容、経費の欄の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、別表2のとおりとする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

第10 実施基準等

以下の基準に適合するものであること。

- 1 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- 2 事業実施計画の事業目標が適正に設定されていること。

第11 事業の評価

第2の1の（1）、（2）及び2の（1）並びに4の事業の評価については、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度までの毎年度（第2の1の（2）のイの事業にあっては、第5の3の目標年度までの毎年度（目標年度より前の年度に成果目標を達成した場合は、当該年度をもって事業の評価を終了できるものとする））、事業実施計画に定められた目標（第2の1の（2）のイの事業にあっては、成果目標）の達成状況等について評価を行い、評価結果を別紙様式第9号及び別紙様式第10号により、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては都道府県知事に報告するものとする。ただし、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあっては、事業実施区域の存する市町村長に対して別紙様式第2号により事業の評価内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得た上で提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により市町村又は地域協議会から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合（第2の1の（2）のイの事業にあっては、目標年度に成果目標が未達成の場合）は、事業実施主体に対して改善指導を行うものとする。改善指導を受けた事業実施主体は、別紙様式第11号により改善計画を作成し、都道府県知事に報告するものとする。改善計画の報告を受けた都道府県知事は、改善計画を取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。ただし、事業実施主体が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあっては、事業実施区域の存する市町村長に対して別紙様式第2号により改善計画内容について意見照会を行い、別紙様式第3号により承認を得た上で提出するものとする。
- 3 地方農政局長等は、1により都道府県知事から報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合（第2の1の（2）のイの事業にあっては、目標年度に成果目標が未達成の場合）は、都道府県知事に対して改善指導を行うものとする。
- 4 3により指導を受けた都道府県知事は、別紙様式第11号により改善計画を地方農政局長等へ提出するものとする。
- 5 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。

- 6 1の報告は、事業開始年度の翌年度から事業完了年度（第2の1の（2）のイの事業にあっては、目標年度）の翌年度まで、毎年度5月末日までに行うものとする。
- 7 2又は4により、都府県知事から改善計画の提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、当該改善計画を速やかに農村振興局長に報告するものとする。

第12 補助金の返還

- 1 地方農政局長等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求め得る事情が確認された場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県に対し、改善に向けた指導を行い、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては、都道府県に対し、市町村又は地域協議会に対し改善に向けた指導を行うよう求めるものとする。
- 2 地方農政局長等は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、1の指導の結果においても改善されない若しくは改善の見込みがない場合又は第11の2若しくは4の規定により提出した改善計画が履行されず、今後も改善が見込まれない場合には、事業実施主体が都道府県である場合にあっては、都道府県知事に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求める措置を講ずることとし、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては、都道府県知事に対し、市町村又は地域協議会に対して交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるよう求めるものとする。
- 3 都道府県知事は、2により市町村又は地域協議会から交付金の返還があった場合には、交付金を国に返還するものとする。

第13 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第14 事業評価の事後評価

事業の中長期的な評価のため、地方農政局長等は、事業実施主体に対して事業完了年度又は目標年度の3年後にアンケート等の事後調査を実施することとし、事業実施主体は、これに可能な限り協力するものとする。

第15 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる1から7までの施策との連携に努めるものとする。

- 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく輸出事業計画に位置付けられた施策
- 2 世界農業遺産及び日本農業遺産の認定地域における取組
- 3 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた施策
- 4 デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デ

ジ活」中山間地域として登録されている地域における地域資源やデジタル技術を活用した社会解決・地域活性化に関する施策

- 5 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策
- 6 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に定める国土強靭化地域計画に基づく施策
- 7 みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画または「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画に事業実施主体が位置づけられており、かつ本事業の取組内容が当該計画に記載された取組。

附 則

- 1 この通知は、令和8年●月●日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表 1

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 中山間地農業ルネッサンス推進事業	<p>(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援</p> <p>ア 地域の特色を活かした創意工夫にあふれる取組 関係団体や地域住民を対象とした地域づくり等の研修会、検討会等の開催、関係人口拡大のための情報発信策の検討 等</p> <p>イ 所得向上や担い手の定着に向けた活動 普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダー発掘・育成のための研修参加等</p> <p>ウ 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 マーケット調査、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等</p> <p>エ 説明会・懇談会の開催 関係地区や地域ごとの取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会 等</p> <p>(2) 元気な地域創出モデル支援</p> <p>ア 一般型</p>	<p>中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。 ただし、具体的な事業内容欄の(2)のアの元気な地域創出モデル支援（一般型）の助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価（年標準額1,000万円）に当該支援の事業年数を乗じた額とする。 また、(2)のイの元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）の助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価3,000万円とし、(2)のイの(イ)のaの生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入のうち農業用機械等を購入する場合の補助率は1/2以内とする。 具体的な事業内容欄の(3)地域力活用サポート事業の助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるもの</p>

	<p>地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、調査、計画作成又は実証に関する取組を支援。優良事例の創出を加速させ、事例の横展開を推進。</p> <p>(ア) 収益力向上に関する取組</p> <p>野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上</p> <p>(イ) 販売力強化に関する取組</p> <p>高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化</p> <p>(ウ) 農用地保全に関する取組</p> <p>棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践</p> <p>(エ) 複合経営に関する取組</p> <p>農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践</p> <p>(オ) 生活支援に関する取組</p> <p>農村地域における生活支援の取組</p> <p>イ 地域力活用型</p> <p>地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、地域外の人材や企業等</p>		とする。
--	--	--	------

	<p>と連携して行う地域力活用に向けた調査、計画作成及び実証に関する取組を支援。省力化作物及び新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援。</p> <p>(ア) 地域力活用に向けた実証</p> <ul style="list-style-type: none"> a 農業経営体の人材確保・育成に向けた取組 人材確保・育成に関する研修会の実施等、地域の労働力確保を図る活動等 b 生産技術の習得・経営分析など新たな取組 新たな生産技術の習得、生産現場における各種データの数値化等 c 省力化作物や新たな栽培技術等の導入 省力化作物の導入、スマート農業技術の導入、環境に配慮した農業等の導入等 d 地域の農産物を活用した商品開発 農作物の付加価値及びブランド価値の向上に向けた地域の農産物を活用した商品開発の取組等 e 作物栽培から販路確保までの一体的な取組 	
--	---	--

	<p>生産・加工・流通・販売に関する地域経済の好循環に資する取組等</p> <p>(イ) 省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> a 生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入 農業経営体が実施する農作物の生産、加工等に関する農業用機械等の導入 b 生産環境条件の整備（ほ場及び施設） 実証に必要なほ場条件の改善、農業用ハウス等の施設の高機能化等 c 鳥獣被害防止対策 実証に必要な緩衝帯の設置、デジタル技術等を活用した鳥獣検知の取組等 d 専門家等による助言 作物栽培環境や作物の生育に関する大学・研究機関等の専門家等による助言等 <p>(3) 地域力活用サポート事業</p> <p>各地域における地域力活用に向けた取組のサポート、中山間地域等の特性を活かした生産技術等の調査・分析及びこれらの情報・知</p>	
--	---	--

	<p>見を共有する取組等</p> <p>※ 上記（1）のウのうち営農戦略・販売戦略の策定、新規作物導入の検討、（2）のアの（ア）のうち高収益作物の導入、生産、販売及び（イ）の取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。</p> <p>※ 上記（2）のアの（オ）に取り組むに当たっては、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。</p>		
2 農村型地域運営組織形成推進事業	<p>(1) 農村型地域運営組織モデル形成支援 ア 一般型 地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、以下の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する取組を支援する。また、当該取組のうち、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）と連携した（ア）の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する取組を行う場合には、「地域計画連携タイプ」として支援する。</p>	<p>中山間地域等を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。 あわせて、地域計画連携タイプの場合にあっては、地域計画策定区域で、地域計画と連携した農用地保全を実施するモデル的な取組であること。</p>	<p>定額とする。 ただし、具体的な事業内容欄の（1）のアの一般型の助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価（年標準額1,000万円（地域計画連携タイプは1,200万円）、令和8年度以降、新たに事業着手する地区については年標準額500万円（地域計画連携タイプは600万円））に当該支援の事業年数を乗じた額とする。 (1) のイの活動着手支援型</p>

	<p>(ア) 農用地保全に関する取組 持続的な農用地の保全</p> <p>(イ) 地域資源活用に関する取組 農産物を含む地域資源の活用</p> <p>(ウ) 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援</p> <p>イ 活動着手支援型 農村型地域運営組織の裾野を拡げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村型地域運営組織の形成につなげる取組を支援する。</p> <p>ウ 地域連携型 農村型地域運営組織の活動の定着に向けた活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した実証事業等の取組を支援する。</p> <p>(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援 効率的な農村型地域運営組織の形成及び都道府県単位の持続的な推進体制構築のため、以下の取組を支援する。</p> <p>ア 全国単位における取組 各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等</p> <p>イ 都道府県単位における取組</p>	<p>の助成額の上限は200万円とする。</p> <p>(1) のウの地域連携型の交付率は1/2以内とする。助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額375万円)に当該支援の事業年数を乗じた額とする。</p> <p>具体的な事業内容欄の(2)ア 全国単位における取組の助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>
--	---	--

	<p>中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等</p> <p>※ 上記（1）の取組は次の事項に該当するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する地域の将来ビジョンが策定されている又は事業実施初年度に策定されることとされていること（（1）のア及びウに限る）。 2 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。 3 活動継続計画（本事業実施後の協議会の活動方針、具体的な活動内容、活動経費（活動に要する運営資金、地方公共団体等からの支援内容）、活動拠点、工程表等を示した計画）は、事業実施最終年度までに策定すること（（1）のウに限る）。 		
3 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業	<p>離島地域の農畜産物等について、販路開拓・拡大やブランド化の推進等を図るための実証に関する取組を支援する。</p> <p>なお、離島地域とは、以下の地域のことをいう。</p> <p>（1）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条</p>	<p>離島地域の農畜産物等の全国展開に資する取組であること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、助成額の上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

	<p>第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>(2) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号) 第3条第1号に規定する沖縄</p> <p>(3) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第1条に規定する奄美群島</p> <p>(4) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号) 第4条第1項に規定する小笠原諸島</p>		
4 棚田地域振興対策推進事業	<p>「関係人口」の創出・拡大等による棚田地域の振興を図るため、指定棚田地域振興活動計画に基づく以下の取組を支援する。</p> <p>(1) 棚田地域振興活動 多様な人材の受け入れ体制の整備への支援、関係地区や地域ごとの取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会、企業とのマッチング等</p> <p>(2) 調査・計画 小規模な整備に必要な測量設計等の調査計画等</p>	<p>棚田地域振興法(令和元年法律第42号) 第10条に基づく指定棚田地域振興活動計画の認定を受けていること。</p>	<p>定額とする。 ただし、助成額の上限は、事業実施主体当たり助成単価(年標準額50万円)に当該支援の事業年数を乗じた額とする。 また、年度当たり事業費が100万円を下回る場合、助成額は当該事業費に1/2を乗じた額とする。</p>

別表2

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の交付対象経費

(1) 第2の1の(1)及び(2)のアの事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬 給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事費
	測量設計費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な工事に係る調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械賃料・機械器具費	・元気な地域創出モデル支援の実施に必要な機械器具のリース・レンタル費又は購入費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）、運送費及び据付に要する経費
	工事雜費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(2) 第2の1の(2)のイの事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬 給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・事業の実施に必要な工事に係る調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械賃料・機械器具費	・省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備に必要な農業用機械等のリース・レンタル費又は購入費(購入する機械等は、原則として新品とすることとし、既存機械等の代替として同種・同能力のものを再整備すること(いわゆる更新と見込まれる場合)は、本事業の補助の対象外とする。)、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(3) 第2の2の(1)及び(2)のイ並びに4の事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬 給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械賃料・機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具のリース・レンタル費又は購入費（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(4) 第2の1の(3)、2の(2)のア及び3の事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬 給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費

(別紙様式第1-1号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
中山間地農業ルネッサンス推進事業
(中山間地農業ルネッサンス推進支援) 実施計画書

- 1 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域
- ア 特定農山村 イ 振興山村 ウ 過疎 エ 半島 オ 離島 カ 沖縄
キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 特別豪雪 コ 指定棚田
サ 旧急傾斜法の指定地 シ 農林統計上の中山間地域

2 事業実施主体

ふりがな	
地 区 名	
ふりがな	
事業実施主体名	
ふりがな	
事 務 局 名	
事 務 局 所 在 地	
事 務 局 連 絡 先	

3 事業計画（取組の内容）

取組内容	
------	--

注1 別表1の具体的な事業内容を踏まえた取組内容を記載すること。収益性の向上に関する取組については、マーケットの状況や消費者ニーズ等を記載するなどしてマーケットインを含んだ内容とすること（マーケット調査を事業内容に含む場合は除く。）。

注2 地域の特色を活かした創意工夫や地域の所得向上を深化させる内容などを記載すること。

4 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値(定量的指標)
----	---------------	------------

①所得の向上に関するもの		
②人材の確保・育成に関するもの		
③地域コミュニティの維持に関するもの		
④その他		

注1 3の事業計画(取組内容)を踏まえて目標設定項目を1項目以上選択し目標値を設定すること。

注2 ①所得の向上に関するものを選択した場合は、アウトプットには高収益作物の導入品目、試験栽培実施農家数等、目標値には栽培面積や生産量等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注3 ②人材の確保・育成に関するものを選択した場合は、アウトプットには定住イベントの実施回数や参加者数等、目標値には関心を示した人数や今後の継続的な情報交換を希望した人数等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できること。

注4 ③地域コミュニティの維持に関するものを選択した場合は、アウトプットにはアドバイザーによる研修回数等、目標値には話合いの集落人口に対する参加率や住民の意識変化等の定量的な数値を設定するなどして、事業効果が把握できること。

5 経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費						単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考	
	①=②+③+④	②	③	④		
合 計						

＜施行注意＞

- ・該当する□に☑を記入すること。

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
中山間地農業ルネッサンス推進事業（元気な地域創出モデル支援）実施計画書

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業実施計画書（元気な地域創出モデル支援（一般型））

- ア 収益力向上に関する取組 イ 販売力強化に関する取組
ウ 農用地保全に関する取組 エ 複合経営に関する取組
オ 生活支援に関する取組
デジタル技術の活用

注 ア～オの取組においてデジタル技術を活用する場合には選択すること

2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域

- ア 特定農山村 イ 振興山村 ウ 過疎 エ 半島 オ 離島 カ 沖縄
キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 特別豪雪 コ 指定棚田
サ 旧急傾斜法の指定地 シ 農林統計上の中山間地域

3 対象地区

ふりがな	
地 区 名	
ふりがな	
事 業 実 施 主 体 名	
ふりがな	
事 務 局 名	
事 務 局 所 在 地	
事 務 局 連 絡 先	

4 事業推進体制

事業実施主体の構成員及び 連携する関係機関又は民間企業名	役割

- 注1 事業実施主体と連携する関係機関や、協力する企業（デジタル関連企業含む。）等を記載する。
- 注2 事業実施主体の構成員及び連携する関係機関又は民間企業について、予定も可とする。
- 注3 推進体制図を作成し、添付すること。

5 本事業着手時点の現状と課題、対応方針

現状と課題	対応方針
事業実施に当たっての課題認識	
<input type="checkbox"/> 通信環境の整備が必要 <input type="checkbox"/> 民間企業のソリューションを導入したい <input type="checkbox"/> 経営改善等の伴走支援を受けたい <input type="checkbox"/> 推進体制の構築に向けたサポートが必要 <input type="checkbox"/> その他（内容：）	

6 実施期間と実施方針

実施期間	実施方針
年間	1年目（○年度）
	2年目（○年度）
	3年目（○年度）

7 前年度までの取組内容と進捗状況

取組内容と進捗状況

--

注1 繼続地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記載すること。

注2 新規地区は、前年度までの独自の取組内容を記載すること。

8 本年度事業計画

事 業 項 目	取 組 内 容
ア 収益力向上に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実 証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
イ 販売力強化に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実 証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
ウ 農用地保全に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実 証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
エ 複合経営に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実 証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
オ 生活支援に関する取組	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/> 実 証 <input type="checkbox"/>	

デジタル技術活用 □	
------------	--

- 注1 本年度実施する取組内容を記載すること。
- 注2 「生活支援に関する取組」については、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。
- 注3 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を導入する場合は、別紙様式第12号による要件確認書を添付するものとする。
- 注4 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものを導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

9 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値（アウトカム）
ア 収益力向上に関する取組		
イ 販売力強化に関する取組		
ウ 農用地保全に関する取組		
エ 複合経営に関する取組		
オ 生活支援に関する取組		

- 注1 1で選定したア～オのメニューに対する目標を設定すること。
- 注2 「収益力向上に関する取組」については、アウトプットには高収益作物導入に関する検討会開催等、目標値（アウトカム）には推進体制の構築、高収益作物導入計画策定、高収益作物導入マニュアル策定等を設定するなどして、事業効果が把握できること。
- 注3 「販売力強化に関する取組」については、アウトプットにはマーケット調査、農産物加工品の開発等、目標値（アウトカム）には推進体制の構築、営農戦略・販売戦略の策定等を設定するなどして、事業効果が把握できること。
- 注4 「農用地保全に関する取組」については、アウトプットには農用地利用に関する検討会等、目標値（アウトカム）には農用地利用計画（案）の作成、耕作放棄地の抑制等を設定するなどして、事業効果が把握できること。
- 注5 「複合経営に関する取組」については、アウトプットには複合経営導入に向けた研修会、モデル実証等、目標値（アウトカム）には複合経営実践・普及計画策定、

実践マニュアルの作成等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注6 「生活支援に関する取組」については、アウトプットには直売所への集出荷に合わせた高齢者の移動に関するニーズ調査等、目標値（アウトカム）には移動販売計画（案）の作成、高齢者サポート計画（案）の作成、買い物難民救済システムの構築等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

10 事業完了後の実装計画（持続性・自立性等）

--

11 本年度の経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費						単位：千円
取組内容	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	備考	
合 計					1年目（〇年度） 本交付金〇,〇〇 2年目（〇年度） 本交付金〇,〇〇	

注1 前年度までの本交付金活用実績がある場合は、備考欄に年度ごとに実績額（千円未満切り上げ）を記載すること。

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第1-2-②号(地域力活用型))

○年度農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち
中山間地農業ルネッサンス推進事業(元気な地域創出モデル支援)実施計画書

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業実施計画書(元気な地域創出モデル支援(地域力活用型))

(ア) 地域力活用に向けた実証

- a 農業経営体の人材確保・育成に向けた取組
- b 生産技術の習得・経営分析など新たな取組
- c 省力化作物や新たな栽培技術等の導入
- d 地域の農産物を活用した商品開発
- e 作物栽培から販路確保までの一体的な取組

(イ) 省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備

- a 生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入
- b 生産環境条件の整備(ほ場及び施設)
- c 鳥獣被害防止対策
- d 専門家等による助言

デジタル技術の活用

注 (ア) 及び (イ) の取組においてデジタル技術を活用する場合には選択すること

2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第3の3の対象地域

- ア 特定農山村 イ 振興山村 ウ 過疎 エ 半島 オ 離島 カ 沖縄
- キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 特別豪雪 コ 指定棚田
- サ 旧急傾斜法の指定地 シ 農林統計上の中山間地域

3 対象地区

ふりがな	
地 区 名	
ふりがな	
事 業 実 施 主 体 名	
ふりがな	
事 务 局 名	
事 务 局 所 在 地	
事 务 局 連 絡 先	

4 事業推進体制

地域協議会の構成員	構成員の区分	役割
-----------	--------	----

注1 ①2者以上の農業経営体、②市町村、③加工又は販売を行う民間団体を含むこと。

注2 構成員の区分の欄には、注1の構成員の区分に応じて、①、②又は③を記入すること。これに該当しない場合には、空欄とすること。

注3 推進体制図を作成し、添付すること。

5 本事業着手時点の現状と課題、対応方針

現状と課題	対応方針

6 計画期間と実施方針

計画期間	実施方針
	1年目（○年度）
年間	2年目（○年度）

	3年目（○年度）
--	----------

注 原則として3年間を上限とするが、新たに導入した作物の生育に期間を要するなど、この期間で本事業の成果が見込めない場合は、5年間を上限とすることができます。

7 前年度までの取組内容と進捗状況

取組内容と進捗状況

注 本事業に関連した取組を実施している場合に記載すること。

8 本年度事業計画

事業項目	取組内容
(ア) 地域力活用に向けた実証	
a 農業経営体の人材確保・育成に向けた取組 デジタル技術活用□	
b 生産技術の習得・経営分析など新たな取組 デジタル技術活用□	
c 省力化作物や新たな栽培技術等の導入 デジタル技術活用□	
d 地域の農産物を活用した商品開発 デジタル技術活用□	
e 作物栽培から販路確保までの一体的な取組 デジタル技術活用□	

(イ) 省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備	
a 生産環境条件の整備に必要な農業用機械等の導入 デジタル技術活用□	
b 生産環境条件の整備（ほ場及び施設） デジタル技術活用□	
c 鳥獣被害防止対策 デジタル技術活用□	
d 専門家等による助言 デジタル技術活用□	

注1 本年度実施する取組内容を記載すること。

注2 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を導入する場合は、別紙様式第12号による要件確認書を添付するものとする。

注3 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものを導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

9 成果目標 ((1) 又は (2) 及び (3) 又は (4) の項目を記載すること)

項目	成果目標及び 目標年度	把握手法
□ (1) 全て農業経営体の総販売額の10%以上の増加		
□ (2) 全ての農業経営体の総生産コストの10%以上の削減		
□ (3) 農業経営体の平均販売額が600万円以上		

<input type="checkbox"/> (4) 全ての農業経営体の総販売額が3,000万円以上		
--	--	--

10 目標年度以降における取組の見通し

--

11 経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容	単位：千円				
	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第1-3-①号(一般型))

○年度農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち
農村型地域運営組織形成推進事業(農村型地域運営組織モデル形成支援)実施計画書

1 農村型地域運営組織モデル形成支援実施計画書(一般型)

- (1) 地域の将来ビジョン作成
- (2) 地域の将来ビジョンに基づく調査・計画策定
- (3) 地域の将来ビジョンに基づく計画の実現に向けた実証
- デジタル技術の活用

注 (2) 及び (3) の取組においてデジタル技術を活用する場合には選択すること

地域計画連携タイプ

注 地域計画連携タイプの場合には選択すること

2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第3の3の対象地域

- ア 特定農山村 イ 振興山村 ウ 過疎 エ 半島 オ 離島 カ 沖縄
- キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 特別豪雪 コ 指定棚田
- サ 旧急傾斜法の指定地 シ 農林統計上の中山間地域

3 対象地域

ふりがな 地 区 名		
ふりがな 事業実施主体名 (協議会の名称)		
ふりがな 事務局名		
事務局所在地		
事務局連絡先		
農村型地域運営組織の対象集落名		
地域の範囲		
土地面積(ha)	ha	(○年○月時点)
農地面積(ha)	ha	(○年○月時点)
世帯数(戸)	戸	(○年○月時点)
農村型地域運営組織の対象エリアに設定した理由		
農用地保全活動を行う組織		

--

注1 1の(1)の事業を行う協議会の名称は仮称も可とする。

注2 協議会を設立していない組織は、初年度に地域ビジョンの作成とともに設立するものとする。

注3 農村型地域運営組織の対象集落名は、原則として農林業センサスの農業集落名を記載すること。

注4 地域の範囲は、「小学校区」、「中学校区」、「旧市町村」、「市町村」、「その他()」から選択すること。

4 協議会の構成員

構成員の名称	協議会内における役割

注1 1の(1)の事業を行う場合は、連携予定の構成員も可とする。

注2 協議会の組織体制が整備されている場合は、組織体制図を添付すること。

5 本事業着手時点の現状と課題、対応方針

分野	現状と課題	対応方針
全 体		
農用 地保 全		
地 域 資 源 活 用		

生活支援		
------	--	--

6 実施期間と実施方針

実施期間	実施方針
○年間	1年目（○年度）
	2年目（○年度）
	3年目（○年度）

7 前年度までの取組内容と進捗状況

取組内容と進捗状況

注1 継続地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記載すること。

注2 新規地区は、前年度までの独自の取組内容を記載すること。

8 本年度の事業計画（取組の内容）

事業項目	取組内容
農用地保全	
ビジョンの策定 <input type="checkbox"/>	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/>	
実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	

地域計画連携タイプ □	
地域資源活用	
ビジョンの策定 □	
調査・計画策定 □	
実 証 □	
デジタル技術活用 □	
生 活 支 援	
ビジョンの策定 □	
調査・計画策定 □	
実 証 □	
デジタル技術活用 □	

- 注 1 地域計画連携タイプの場合、地域計画と連携した農用地保全の取組内容を具体的に記載するとともに、当該地域を含む地域計画を添付すること。
- 注 2 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。
- 注 3 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を導入する場合は、別紙様式第 12 号による要件確認書を添付するものとする。
- 注 4 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和 7 年度以降新たに発売される型式のものを導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

9 活用する他の施策

活用する施策名	所管する機関名

- 注 1 本事業以外の他の施策も活用しながら実施する場合は、活用する施策名と所管する機関名を記載すること。
- 注 2 活用する国（他省庁含む。）、都道府県及び市町村の施策を幅広く記載すること。

10 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値（アウトカム）

①農用地保全		
地域計画連携タイプ		
②地域資源活用		
③生活支援		

- 注1 事業実施によるアウトプットは、事業に取り組んだ項目ごとに設定すること。
- 注2 農用地保全については、アウトプットには農地利用計画に関する検討会開催等、目標値（アウトカム）には調査、計画、実証の成果（農地利用計画（案）の作成、耕作放棄の抑制、草刈り代行地域の決定等）等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。
- 注3 地域資源活用については、アウトプットには作付計画に関する検討会開催等、目標値（アウトカム）には調査、計画、実証の成果（作付け計画の作成、加工品の開発（数）、農家レストランの運営着手、新たな体験プログラムの開発、試験展示ほ場の設置等）等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。
- 注4 生活支援については、アウトプットには直売所への集出荷に合わせた高齢者の移動に関するニーズ調査等、目標値（アウトカム）には、調査、計画、実証の成果（移動販売計画（案）の作成、高齢者サポート計画（案）の作成、買い物難民救済システムの構築等）等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

11 事業完了後の持続性・自立性等

--

- 注1 事業の実施結果が自律的で持続的なものとなるための取組や工夫を記載すること。
- 注2 事業完了後の市町村等によるフォローアップ体制等について記載すること。

12 本年度の経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費	単位：千円			
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金

	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					1年目（〇年度） 本交付金〇,〇〇 2年目（〇年度） 本交付金〇,〇〇

注1 前年度までの本交付金活用実績がある場合は、備考欄に年度ごとに実績額（千円未満切り上げ）を記載すること。

※ 別紙として、地域の将来ビジョンの概要及び実施スケジュールを添付すること。

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙)

地域の将来ビジョンの概要

目指す方向性	
分 野	概 要
農用地保全	
地域資源活用	
生 活 支 援	

注1 繼続地区は、将来ビジョンの概要を記載すること。

注2 新規地区は、既に将来ビジョンが作成されおり、当該ビジョンに基づき取組を行う場合は、その概要を記載すること。

注3 地域の将来ビジョンが作成されている場合は、参考資料として添付すること。

注4 目指す方向性については、地域の総合的な目標を記載すること。

(別紙様式第1-3-②号(活動着手支援型))

○年度農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち
農村型地域運営組織形成推進事業(農村型地域運営組織モデル形成支援)実施計画書

- 1 農村型地域運営組織モデル形成支援実施計画書(活動着手支援型)
デジタル技術の活用
注 取組においてデジタル技術を活用する場合には選択すること
- 2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱(平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第3の3の対象地域
ア 特定農山村 イ 振興山村 ウ 過疎 エ 半島 オ 離島 カ 沖縄
キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 特別豪雪 コ 指定棚田
サ 旧急傾斜法の指定地 シ 農林統計上の中山間地域

3 対象地域

ふりがな 地 区 名	
ふりがな 事業実施主体名 (協議会の名称)	
ふりがな 事務局名	
事務局所在地	
事務局連絡先	
農村型地域運営組織の対象集落名	
地域の範囲	
土地面積(ha)	ha (○年○月時点)
農地面積(ha)	ha (○年○月時点)
世帯数(戸)	戸 (○年○月時点)

注1 協議会の名称は仮称も可とする。

注2 協議会を設立していない組織は、事業実施期間中に設立するものとする。

注3 農村型地域運営組織の対象集落名は、原則として農林業センサスの農業集落名を記載すること。

注4 地域の範囲は、「小学校区」、「中学校区」、「旧市町村」、「市町村」、「その他()」から選択すること。

4 協議会の構成員

構成員の名称	協議会内における役割
--------	------------

注 協議会の組織体制が整備されている場合は、組織体制図を添付すること。

5 本事業で取り組む内容と申請理由

取組内容 (これまでの活動)		取組内容 (新たに実施する活動)	
農用地保全 <input type="checkbox"/>		農用地保全 <input type="checkbox"/>	
地域資源活用 <input type="checkbox"/>		地域資源活用 <input type="checkbox"/>	
生活支援 <input type="checkbox"/>		生活支援 <input type="checkbox"/>	
申請理由			

注 取組内容（新たに実施する活動）は、取組内容（これまでの活動）と合わせて行うことで農村型地域運営組織の形成につなげる内容とすること。

6 本年度の事業計画（取組の内容）

事 業 項 目	取 組 内 容

農用地保全	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
地域資源活用	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
生活支援	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	

注1 本事業で取り組む事業項目のみ記載する。

注2 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。

注3 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を導入する場合は、別紙様式第12号による要件確認書を添付するものとする。

注4 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものを導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

7 活用する他の施策

活用する施策名	所管する機関名

注1 本事業以外の他の施策も活用しながら実施する場合は、活用する施策名と所管する機関名を記載すること。

注2 活用する国（他省庁含む。）、都道府県及び市町村の施策を幅広く記載すること。

8 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値（アウトカム）

①農用地保全		
②地域資源活用		
③生活支援		

注1 本事業で取り組む項目のみ記載する。

注2 事業実施によるアウトプットは、事業に取り組んだ項目ごとに設定すること。

注3 農用地保全については、アウトプットには農地利用計画に関する検討会開催等、目標値（アウトカム）には調査、計画、実証の成果（農地利用計画（案）の作成、耕作放棄の抑制、草刈り代行地域の決定等）等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注4 地域資源活用については、アウトプットには作付計画に関する検討会開催等、目標値（アウトカム）には調査、計画、実証の成果（作付け計画の作成、加工品の開発（数）、農家レストランの運営着手、新たな体験プログラムの開発、試験展示場の設置等）等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

注5 生活支援については、アウトプットには直売所への集出荷に合わせた高齢者の移動に関するニーズ調査等、目標値（アウトカム）には、調査、計画、実証の成果（移動販売計画（案）の作成、高齢者サポート計画（案）の作成、買い物難民救済システムの構築等）等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

9 事業完了後の取組予定

--

注 事業完了後の市町村等によるフォローアップ体制等についても記載すること。

10 経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考

	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					

※ 別紙として、地域の将来ビジョンの概要（既に作成している場合）及び実施スケジュール（事業に取り組む項目のみ記載）を添付すること。

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙)

地域の将来ビジョンの概要

目指す方向性	
分 野	概 要
農用地保全	
地域資源活用	
生 活 支 援	

注1 既に将来ビジョンが作成されており、当該ビジョンに基づき取組を行う場合は、その概要を記載すること。

注2 地域の将来ビジョンが作成されている場合は、参考資料として添付すること。

注3 目指す方向性については、地域の総合的な目標を記載すること。

(別紙様式第1-3-③号 (地域連携型))

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織モデル形成支援）実施計画書

1 農村型地域運営組織モデル形成支援実施計画書（地域連携型）

- (1) 地域の将来ビジョン作成
- (2) 地域の将来ビジョンに基づく調査・計画策定
- (3) 地域の将来ビジョンに基づく計画の実現に向けた実証

- デジタル技術の活用

注 (2) 及び (3) の取組においてデジタル技術を活用する場合には選択すること

2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第3の3の対象地域

- ア 特定農山村 イ 振興山村 ウ 過疎 エ 半島 オ 離島 カ 沖縄
- キ 奄美群島 ク 小笠原諸島 ケ 特別豪雪 コ 指定棚田
- サ 旧急傾斜法の指定地 シ 農林統計上の中山間地域

3 対象地域

ふりがな	
地 区 名	
ふりがな	
事業実施主体名 (協議会の名称)	
ふりがな	
事務局名	
事務局所在地	
事務局連絡先	
農村型地域運営組織の対象集落名	
地域の範囲	
土地面積 (ha)	ha (○年○月時点)
農地面積 (ha)	ha (○年○月時点)
世帯数 (戸)	戸 (○年○月時点)
農村型地域運営組織の対象エリアに設定した理由	
農用地保全活動を行う組織	

注1 1の(1)の事業を行う協議会の名称は仮称も可とする。

注2 協議会を設立していない組織は、初年度に地域ビジョンの作成とともに設立するものとする。

注3 農村型地域運営組織の対象集落名は、原則として農林業センサスの農業集落名を記載すること。

注4 地域の範囲は、「小学校区」、「中学校区」、「旧市町村」、「市町村」、「その他()」から選択すること。

4 協議会の構成員

構成員の名称	協議会内における役割

注1 1の(1)の事業を行う場合は、連携予定の構成員も可とする。

注2 協議会の組織体制が整備されている場合は、組織体制図を添付すること。

5 本事業着手時点の現状と課題、対応方針

分野	現状と課題	対応方針	地方公共団体等の役割
全 体			
農用 地 保 全			
地 域 資 源 活 用			
生 活 支 援			

6 実施期間と実施方針

実施期間	実施方針
○年間	1年目（○年度）
	2年目（○年度）
	3年目（○年度）
	4年目（○年度）

7 前年度までの取組内容と進捗状況

取組内容と進捗状況

注1 継続地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記載すること。

注2 新規地区は、これまでに本事業と関連した取組が実施されている場合、その内容を記載すること。

8 本年度の事業計画（取組の内容）

事業項目	取組内容
農用地保全	
ビジョンの策定 <input type="checkbox"/>	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/>	
実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
地域資源活用	

ビジョンの策定 <input type="checkbox"/>	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/>	
実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	
生活支援	
ビジョンの策定 <input type="checkbox"/>	
調査・計画策定 <input type="checkbox"/>	
実証 <input type="checkbox"/>	
デジタル技術活用 <input type="checkbox"/>	

注1 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。

注2 農機データを取得できるシステムを備えたトラクター、コンバイン又は田植機を導入する場合は、別紙様式第12号による要件確認書を添付するものとする。

注3 試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものを導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

9 活用する他の施策

活用する施策名	所管する機関名

注1 本事業以外の他の施策も活用しながら実施する場合は、活用する施策名と所管する機関名を記載すること。

注2 活用する国（他省庁含む。）、都道府県及び市町村の施策を幅広く記載すること。

10 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値（アウトカム）
①農用地保全		
②地域資源活用		

③生 活 支 援		
----------	--	--

- 注1 事業実施によるアウトプットは、事業に取り組んだ項目ごとに設定すること。
- 注2 農用地保全については、アウトプットには農地利用計画に関する検討会開催等、目標値（アウトカム）には調査、計画、実証の成果（農地利用計画（案）の作成、耕作放棄の抑制、草刈り代行地域の決定等）等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。
- 注3 地域資源活用については、アウトプットには作付計画に関する検討会開催等、目標値（アウトカム）には調査、計画、実証の成果（作付け計画の作成、加工品の開発（数）、農家レストランの運営着手、新たな体験プログラムの開発、試験展示会場の設置等）等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。
- 注4 生活支援については、アウトプットには直売所への集出荷に合わせた高齢者の移動に関するニーズ調査等、目標値（アウトカム）には、調査、計画、実証の成果（移動販売計画（案）の作成、高齢者サポート計画（案）の作成、買物難民救済システムの構築等）等を設定するなどして、事業効果が把握できるようにすること。

11 事業完了後の持続性・自立性等

注1 事業の実施結果が自律的で持続的なものとなるための取組や工夫を記載すること。

注2 事業完了後の市町村等によるフォローアップ体制等について記載すること。

12 本年度の経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費					単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	その他	備考	
	①=②+③	②	③	その他経費の内訳 ・ ・	1年目（〇年度） 本交付金〇,〇〇 2年目（〇年度） 本交付金〇,〇〇 3年目（〇年度） 本交付金〇,〇〇 4年目（〇年度） 本交付金〇,〇〇
合 計					

注 備考欄に、その他費用の内訳を記載すること。

※ 別紙として、地域の将来ビジョンの概要及び実施スケジュールを添付すること。

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙)

地域の将来ビジョンの概要

目指す方向性	
分 野	概 要
農用 地保 全	
地 域 資 源 活 用	
生 活 支 援	

注1 継続地区は、将来ビジョンの概要を記載すること。

注2 新規地区は、既に将来ビジョンが作成されおり、当該ビジョンに基づき取組を行う場合は、その概要を記載すること。

注3 地域の将来ビジョンが作成されている場合は、参考資料として添付すること。

注4 目指す方向性については、地域の総合的な目標を記載すること。

(別紙様式第1－4号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織形成伴走支援）実施計画書

1 農村型地域運営組織形成伴走支援実施計画書

2 事業実施主体

事業実施主体名	担当部局・連絡先

3 伴走支援の対象地域（詳細は様式1参照）

地域の区分	地域の名称
<input type="checkbox"/> 全域を対象	
<input type="checkbox"/> 対象地域ごとに設定	

注1 伴走支援の対象地域が複数となる場合は、「対象地域ごとに設定」を選択し地域ごとに地域別伴走支援調書を作成すること。

注2 対象地域ごとに設定する場合であっても、地域別伴走支援調書は、都道府県分も作成すること。

4 本年度の経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費	単位：千円				
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					

(様式 1)

地域別伴走支援調書
(都道府県名又は地域名 :)

1 伴走支援体制

(1) 都道府県の支援体制			
担当部局名			
(主)			
(副)			
(副)			
(副)			
(2) 連携して伴走支援を行う関係機関・部局等			
関係機関・部局名			
(3) 都道府県内の伴走支援に関する組織名や会議名			
(4) 中間支援組織			
中間支援組織名 :			
代表者 氏名			
事務局所在地			
事務局連絡先			
中間支援組織の役割			
中間支援組織名 :			
代表者 氏名			
事務局所在地			
事務局連絡先			
中間支援組織の役割			
(5) 活用する人材			
分 野	種 別	氏 名	役 割
総 合			
農用 地保 全			
地 域資 源活 用			
生 活 支 援			

(6) 伴走支援の対象地区

対象地区名	協議会等の名称

注1 (3) は、都道府県内において伴走支援に関する情報共有を行う組織や会議がある場合に、その名称を記載し、体制図を添付すること。

注2 (4) は、中間支援組織の育成により伴走支援を行う場合に記載すること。

注3 (4) の中間支援組織名が確定していない場合は、中間支援組織の選定方法を「中間支援組織名：」の欄に記載すること。

注4 伴走支援の地域が複数ある場合は、上表を複数記載すること

注5 (5) は、次のとおり記載すること。

① 種別は、都道府県又は市町村役場の職員又はOB、生活支援コーディネーター、JAの職員又はOB、ふるさと水と土指導員、農村プロジェクトマネージャー、地域おこし協力隊、集落支援員、地域活性化伝道師、地域活性化起業人、地域プロジェクトマネージャー、社会教育士等を記入すること。

② 氏名は決まっている場合に記入すること。

③ 役割は、アドバイザー、〇〇制度の紹介、関係者間の調整等を記入すること。

注6 (6) は、農村型地域運営組織モデル形成支援に取り組む地区を含むこと。その取組（予定）年度についても記載すること。

2 伴走支援を行うまでの都道府県又は地域の現状と課題、対応方針（本事業着手時点）

現状と課題	対応方針

3 実施期間と実施方針

実施期間	実施方針
○年間	1年目（〇年度）

	2年目（〇年度）
	3年目（〇年度）

4 前年度までの取組内容と実施状況

取組内容と実施状況

注1 継続地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記載すること。

注2 新規地区は、前年度までの独自の取組内容を記載すること。

5 本年度の伴走支援内容

地域の将来ビジョン作成を行う協議会への伴走支援内容

地域の将来ビジョンに基づく調査・計画策定・実証を行う協議会への伴走支援内容

※ 都道府県内のブロックごとに対象区域を設定する場合は様式1を複写して作成すること。

※ 別紙として、実施体制図及び実施スケジュールを添付すること。

＜施行注意＞

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第1－5号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち
棚田地域振興対策推進事業実施計画書

1 棚田地域振興対策推進事業実施計画書

2 事業実施主体

ふりがな	
地 区 名	
ふりがな	
事業実施主体名	
ふりがな	
事 務 局 名	
事 務 局 所 在 地	
事 務 局 連 絡 先	

3 事業計画（取組の内容）

事 業 項 目	取 組 内 容
ア 棚田地域振興活動	
イ 調査・計画	

注1

4 前年度までの取組内容と進捗状況

事 業 項 目	取 組 内 容
ア 棚田地域振興活動	
イ 調査・計画	

注1 継続地区は、前年度までの取組内容と進捗状況を記載し、進捗が低調な場合はその要因と対応方針を記載すること。

注2 新規地区は、前年度までの独自の取組内容を記載すること。

5 本年度の事業計画（取組の内容）

事 業 項 目	取 組 内 容
ア 棚田地域振興活動	

イ 調査・計画	
---------	--

注 1

6 目標

項目	事業実施によるアウトプット	目標値(定量的指標)
ア 棚田地域振興活動		
イ 調査・計画		

注 1

注 2

注 3

注 4

7 経費の内訳（※経費の内訳積算）

取組内容と主な経費	単位：千円				
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合 計					

(別紙様式第2号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

事業実施主体名
住所・連絡先
代表者名

〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）に関する意見照会について

今般、（事業実施主体名）においては、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農山村振興局長通知）により下記のとおり提出を予定しています。

については、同要領の規定に基づき、貴（市町村名）の承認をいただきたく申請します。

記

1 実施内容

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業中山間地農業ルネッサンス推進支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業元気な地域創出モデル支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業農村型地域運営組織モデル形成支援
- 棚田地域振興対策推進事業

2 提出資料

- 事業実施計画書（別紙様式第1-1号、別紙様式第1-2-①号（一般型）、別紙様式第1-3-①号（一般型）、別紙様式第1-3-②号（活動着手支援型）、別紙様式第1-3-③号（地域連携型）、別紙様式第1-4号又は別紙様式第1-5号）
- 事業評価書（別紙様式第9号）
- 改善計画書（別紙様式第11号）

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第3号)

番 号
年 月 日

事業実施主体名

住所・連絡先

代表者名 殿

市町村長

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）に関する承認について

（年月日）付け（文書番号）で提出のあった、農山漁村振興交付金（中山間地農業対策）の下記資料について承認したので通知する。

記

1 実施内容

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業中山間地農業ルネッサンス推進支援
- 中山間地農業ルネッサンス推進事業元気な地域創出モデル支援
- 農村型地域運営組織形成推進事業農村型地域運営組織モデル形成支援
- 棚田地域振興対策推進事業

2 提出資料

- 事業実施計画書（別紙様式第1-1号、別紙様式第1-2-①号（一般型）、別紙様式第1-3-①号（一般型）、別紙様式第1-3-②号（活動着手支援型）、別紙様式第1-3-③号（地域連携型）、別紙様式第1-4号又は別紙様式1-5号）
- 事業評価書（別紙様式第9号）
- 改善計画書（別紙様式第11号）

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第4号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
〔地方農政局長
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

市町村長又は地域協議会長
〔都道府県知事〕

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）に係る承認（変更）申請について

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）第7の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

- ○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち中山間地農業ルネッサンス推進事業（中山間地農業ルネッサンス推進支援）実施計画書一（別紙様式第1-1号）
- ○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち中山間地農業ルネッサンス推進事業（元気な地域創出モデル支援）実施計画書一（別紙様式第1-2-①号（一般型）、別紙様式第1-2-②号（地域力活用型））
- ○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織モデル形成支援）実施計画書一（別紙様式第1-3-①号（一般型）、別紙様式第1-3-②号（活動着手支援型）、別紙様式第1-3-③号（地域連携型））
- ○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織形成伴走支援）実施計画書一（別紙様式第1-4号）
- ○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち棚田地域振興対策推進事業実施計画書一（別紙様式第1-5号）

注1：〔 〕内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

注2：該当する□に☑を記入すること。

注3：事業実施主体が地域協議会の場合は、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領第3の1に定める規約等を添付する。

(別紙様式第5号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長等

〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業実施計画に係る
承認通知について

（年月日）付け（文書番号）で提出のあった、中山間地農業推進対策の事業実施計画
について承認したので通知する。

ただし、事業の実施に要する経費は、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）
実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）第9
の規定に基づくものとし、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙様式第 6 号)

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業実施計画に係る
承認について（報告）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）第7の2の（2）のエの規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

事業実施計画

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業のうち
地域力活用サポート事業
- 農村型地域運営組織形成推進事業のうち
農村型地域運営組織形成伴走支援
- 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

事業実施主体名

事業実施主体の概要

取組のポイント（10行以内）

1 事業実施主体

事業実施主体名	
代表者氏名	
住所及び連絡先	
事務局（団体名）	
事務局所在地及び連絡先	

2 現状・課題

3 課題に対する対応

※ 2の現状・課題で挙げられた課題に対し、どのように対応していくのか、目指す将来像を明らかにしつつ、課題のどの部分に対し、本事業を活用するのか明記すること。

4 目標

5 事業実施内容

※ 本提案書の3の課題に対する対応を踏まえつつ、本事業で取り組む内容を別表1又は別表2の事項ごとに記載すること。

6 経費の内訳（※積算資料を添付してください。）

取組内容と主な経費						単位：千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考	
	①=②+③+④	②	③	④		
合 計						

注1 取組内容は、「5. 事業実施内容」と整合を図ること。

注2 「他の補助金等」又は「自己資金」がある場合は、備考欄に資金の性格（相手方、資金の受入時期等）を記載すること。

<施行注意>

- ・該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第8号)

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

事業実施主体名
代表者名

〇年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業実施計画の承認
(変更)申請について

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）第7の規定に基づき、下記関係書類を添えて提出します。

記

提出資料：事業実施計画

対象事業：農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業のうち
地域力活用サポート事業
- 農村型地域運営組織形成推進事業のうち
農村型地域運営組織形成伴走支援
- 「島のめぐみ」プロジェクト推進事業

<施行注意>

注1：該当する□に☑を記入すること。

(別紙様式第9号)

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）事業評価書

1 取組メニュー

2 事業実施主体名

3 事業概要

(1) 事業費・交付額

年度	事業費	交付額	備考
計	円	円	

(2) 事業実施期間

○年○月○日～○年○月○日

4 実績評価

(1) 目標の達成状況等の総合的評価

(2) 取組状況

(3) 事業実績

(4) 実施体制

(5) その他の事項

5 事業実施結果

(1) 目標達成状況

項目	目標値(定量的指標)	達成状況
①所得の向上に関するもの		
②人材の確保・育成に関するもの		
③地域コミュニティの維持に関するもの		
④その他		

注 第2の1の(1)の事業に取り組んだ場合に記載する。

項目	目標値(アウトカム)	達成状況
ア 収益力向上に関する取組		
イ 販売力強化に関する取組		
ウ 農用地保全に関する取組		
エ 複合経営に関する取組		
オ 生活支援に関する取組		

注 第2の1の(2)のアの事業に取り組んだ場合に記載する。

項目	目標値	現状値
(1) 全ての農業経営体の総販売額の 10%以上の増加		
(2) 全ての農業経営体の総生産コストの 10%以上の削減		

(3) 農業経営体の平均販売額が 600 万円以上		
(4) 全ての農業経営体の総販売額が 3,000 万円以上		

注1 第2の1の(2)のイの事業に取り組んだ場合に記載する。

注2 実施計画書において成果目標として選択した項目に記載する。

項目	目標値(アウトカム)	達成状況
①農用地保全		
②地域資源活用		
③生活支援		

注1 第2の2の(1)の事業に取り組んだ場合に記載する。

項目	目標値(定量的指標)	達成状況
ア 棚田地域振興活動		
イ 調査・計画		

注 第2の4の事業に取り組んだ場合に記載する。

(2) 所見

--

(別紙様式第 10 号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
〔地方農政局長
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

市町村長又は地域協議会長

[都道府県知事]

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の事業評価について（報告）

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2670 号農林水産省農村振興局長通知）第 11 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

注：〔 〕 内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

(別紙様式第 11 号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〔地方農政局長
北海道にあっては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

市町村長又は地域協議会長

[都道府県知事]

○年度農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の改善計画の報告について

このことについて、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）第11の2又は4の規定に基づき、改善計画について関係書類を添えて報告します。

注：[] 内は都道府県知事から地方農政局長等へ報告する場合

(別紙)

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）改善計画（実績報告）

1 計画地区

地区名	事業実施主体名	計画区域の所在地 (都道府県・市町村名)

2 目標の達成状況（目標が達成できるまで、毎年度更新することとする。）

目標値	達成状況
	翌年度（R○）
	翌々年度（R○）

3 未達成の要因分析

① 所得の向上に関するもの
② 人材の確保・育成に関するもの
③ 地域コミュニティの維持に関するもの
④ その他

注1 第2の1の(1)の事業に取り組んだ場合に記載すること。

注2 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

ア 収益力向上に関する取組

イ 販売力強化に関する取組

ウ 農用地保全に関する取組

エ 複合経営に関する取組

オ 生活支援に関する取組

注1 第2の1の(2)のアの事業に取り組んだ場合に記載すること。

注2 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

(1) 全ての農業経営体の総販売額の10%以上の増加

(2) 全ての農業経営体の総生産コストの10%以上の削減

(3) 農業経営体の平均販売額が600万円以上

(4) 全ての農業経営体の総販売額が3,000万円以上

- 注1 第2の1の(2)のイの事業に取り組んだ場合に記載すること。
- 注2 実施計画書において成果目標として選択した項目に記載する。
- 注3 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

① 農用地保全
② 地域資源活用
③ 生活支援

- 注1 第2の2の(1)の事業に取り組んだ場合に記載すること。
- 注2 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

ア 棚田地域振興活動
イ 調査・計画

- 注1 第2の4の事業に取り組んだ場合に記載すること。
- 注2 目標未達成の要因が自然災害等の不測の事態の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記載すること。

【総括】

[上記の分析結果を踏まえ、未達成の要因を記載。]

- 4 改善計画（要因分析を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記載。）

オープン API 要件確認書

トラクター、コンバイン又は田植機の導入等を希望する場合は、以下の「参考」を御確認の上、希望する農機のメーカーの状況についてチェックをしてください。

- ・導入を希望する農機のメーカーが、自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を

整備している 整備していない

(参考) API を自社 web サイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を整備している農機メーカー

(令和 7 年 11 月時点農林水産省調べ、五十音・アルファベット順で記載)

国内メーカー：井関農機株式会社、株式会社クボタ、三菱マヒンドラ農機株式会社、ヤンマー・アグリ株式会社

海外メーカー：AGCO Corporation(Fendt、MASSEY FERGUSON、Valtra)、CLAAS KGaA mbH、

CNH industrial N.V (Case IH, New Holland, Steyr)、Deere & Company(John Deere)、

SDF group(SAME、DEUTZ-FAHR、Lamborghini)

※1 「整備していない」にチェックをした場合は、整備しているメーカーの農機に変更いただくか、導入を希望する農機でなければ事業目的を達成できない旨を別途証明いただく等の対応が必要になります。詳しくは補助金等の事務担当者にお尋ねください。

※2 なお、「整備していない」にチェックをした場合でも、導入を希望されるトラクター、コンバイン、田植機のメーカーが農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していない場合はメーカーの変更等の対応は不要です。